

意匠分類記号	意匠分類の名称
C 4 - 2 6	歯ブラシ立て等

対応する旧意匠分類			移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品	
C 4 - 2 6	全	歯ブラシ立て等	

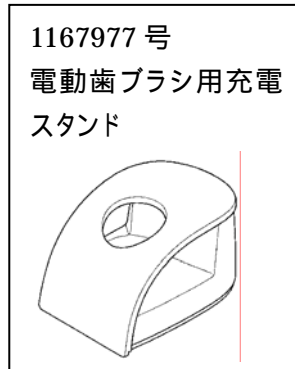
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
F 4 - 7代	包装用容器
D 6 - 10	つり下げ型整理用具
D 6 - 20	壁取付け小型整理用具
C 5 - 50	食器支持具、食器収納具

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
歯ブラシ立て	歯ブラシ入れ	歯ブラシ差し
充電器付き歯ブラシ立て	電気歯ブラシ用充電器	

定義

歯ブラシを収納する容器、あるいは、歯ブラシを立てるもの。電気歯ブラシの充電器も、歯ブラシ立てとして使用するもので、この分類に含まれる。



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

- ・「歯ブラシ掛け」という物品名であっても、なんでも掛けられるフック形状等のように形態的に汎用性があるものは、「つり下げ型整理用具」(D 6 - 10)や「壁取付け小型整理用具」(D 6 - 20)に分類する。
- ・棚の一部分に、歯ブラシ掛けのついているものは棚(D 6)で、歯ブラシ掛けに、チューブ置きやコップ置きがついている程度のもはここに分類する。
- ・本来販売用の容器はF 4に分類する。

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称	